

種 別	主 要 用 途
①	建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。ただし、構造審査を行う必要があるものは②とする。
②	①以外の一戸建て住宅、長屋住宅及び共同住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上のものに限る)
③	①以外の事務所、倉庫、配送センター、車庫、工場及び店舗(地上1階建ての、物品販売店、飲食店、サービス業その他これらに類するものに限る)
④	①～③以外のもの